

地域住民生活等緊急支援のための交付金の 上乗せ交付について

タイプⅠ

【条件】

- ①下記に記載の事業分野のいずれかに該当
- ②明確なKPIとPDCAサイクル
- ③他の地方自治体の参考となる先駆的事业

【事業分野】

- ・しごとづくり（人材育成・確保）
- ・地域資源のブランド化、販路開拓、事業化
- ・観光資源の開発
- ・コンパクトシティ、中心市街地活性化
- ・中山間地域における「小さな拠点」の形成
- ・プレミアム商品券と連携した地域商品開発、商店街活性化

【交付申請】 ※内閣府で審査のうえ、全国市町村のうち1／3のみに交付決定

- ・交付額 3～5千万円（2事業まで）
- ・申請期限 平成27年8月31日

タイプⅡ

【条件】

- ①平成27年10月30日までに地方版総合戦略を策定すること
- ②明確なKPIとPDCAサイクル

【事業分野】

- ・ソフト事業（一部備品購入は可）

【交付申請】

- ・交付額 1千万円（申請する市町村が多ければ減額される）
- ・申請期限 平成27年8月14日